

令和6年度 愛知県感染症予防計画の目標値に対する達成状況及び評価等(案)

【判定区分】 A：達成率90%以上 B：達成率80%以上90%未満 C：達成率60%以上80%未満 D：達成率60%未満

No.			流行最初期			流行初期			流行初期以降				課題及び今後の取組方針			
			達成状況(目標値)	判定区分	達成率	達成状況(目標値)	判定区分	達成率	達成状況(目標値)	判定区分	達成率					
1	第5 病原体の検査の 実施体制及び検査 能力の向上に 関する事項	検査の実施能力	県衛生研究所	—	—	—	520件/日(520件/日)	A	100.0%	520件/日(520件/日)	A	100.0%	民間検査機関等について、引き続き、検査措置協定を進め、検査の実施体制の充実を図る。			
			保健所設置市	—	—	—	560件/日(540件/日)	A	103.7%	1,080件/日(960件/日)	A	112.5%				
			医療機関	—	—	—	15,419件/日(300件/日)	A	5139.7%	18,524件/日(11,774件/日)	A	157.3%				
			民間検査機関等	—	—	—	3,800件/日(4,021件/日)	A	94.5%	7,759件/日(9,676件/日)	B	80.2%				
			合計	—	—	—	20,299件/日(5,381件/日)	A	377.2%	27,883件/日(22,930件/日)	A	121.6%				
2	第6 感染症に係る医療 を提供する体制 の確保に関する事項	確保病床	病院・診療所	366床(275床)	A	133.1%	1,483床(1,031床)	A	143.8%	1,656床(1,971床)	B	84.0%	流行初期以降における対応機関数の確保を図る。			
			発熱外来	感染症指定医療機関	—	—	—	7機関(11機関)	C	63.6%	6機関(11機関)	D		54.5%		
				病院	—	—	—	169機関(154機関)	A	109.7%	181機関(212機関)	B		85.4%		
				診療所	—	—	—	1,985機関(1,341機関)	A	148.0%	2,038機関(2,279機関)	B		89.4%		
		合計		—	—	—	2,161機関(1,506機関)	A	143.5%	2,225機関(2,502機関)	B	88.9%				
		自宅療養者に対する 医療の提供	病院	—	—	—	—	—	—	99機関(70機関)	A	141.4%		診療所における対応機関数が約6割、訪問看護事業所における対応機関数が約5割であることから、引き続き、医療措置協定による医療の確保を図る。		
			診療所	—	—	—	—	—	—	1,354機関(2,200機関)	C	61.5%				
			薬局	—	—	—	—	—	—	2,876機関(2,200機関)	A	130.7%				
			訪問看護事業所	—	—	—	—	—	—	56機関(110機関)	D	50.9%				
		合計	—	—	—	—	—	—	4,385機関(4,580機関)	A	95.7%					
		後方支援	医療機関	—	—	—	—	—	—	220機関(185機関)	A	118.9%		新たな医療措置協定を締結する場合などに充実を図る。		
		人材派遣	病院・診療所	—	—	—	—	—	—	423人(144人)	A	293.8%		〃		
		個人防護具の備蓄	個人防護具の備蓄	病院	—	—	—	—	—	—	186機関(195機関)	A		C	95.4%	個人防護具の備蓄については任意の項目となっているが、今後も医療機関に協力を働きかけていく。 *2医療措置協定における「使用量2か月分以上の個人防護具の備蓄」とは、5品目(サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋)すべての備蓄量が使用量2か月分以上であることとしている。
				診療所	—	—	—	—	—	—	1,538機関(1,411機関)	A		C	109.0%	
				薬局	—	—	—	—	—	—	2,761機関(2,259機関)	A		D	122.2%	
訪問看護事業所	—			—	—	—	—	—	56機関(82機関)	C	D	68.3%				
合計	—			—	—	—	—	—	4,541機関(3,947機関)	A	D	115.0%				
3	第8 宿泊施設の確保 に関する事項	宿泊施設の確保	確保居室数	—	—	—	2,479室(1,109室)	A	223.5%	2,879室(2,737室)	A	105.2%	宿泊施設運営業務マニュアル等について、必要に応じて更新するよう検討していく。			

No.	項目	指標	対象施設等	達成状況(目標値)	達成状況(実績)	今後の取組等
4	第12 感染症の予防に関する人材の養成及び 資質の向上に関する事項	研修や訓練の実施	県及び保健所設置市	研修3回 (1回以上/年)	<p>県職員、IHEAT要員、医療措置協定を締結している医療機関等の担当者等を対象に研修会を開催した。</p> <p>■研修会(WEB)</p> <p>①e-ラーニング・演習教材を活用した研修(令和6年9月30日から11月29日まで②12月2日から令和7年1月31日まで)</p> <p>②感染症予防指導者セミナー(令和6年10月1日から10月31日まで)</p> <p>③感染症危機管理研修会(令和7年3月13日から3月31日まで)</p>	IHEAT要員の人材育成について、健康危機発生時に速やかに保健所等の業務を支援できるよう実践的な訓練の実施が必要である。